

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社中田組

業者の住所 : 北海道稚内市港2-8-30

2 指名停止の期間 : 令和4年6月9日～令和4年7月8日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 北海道地区

4 事実概要

当該業者は、令和3年7月10日午後4時15分頃、同社所有の汽船を同社社員を船長として、稚内市ノシャップ2丁目2820番地先海域において、船舶検査証書に記載された最大搭載人員5人を1人超えた6人を同船に搭載し運行した。

これにより、令和4年3月28日、同社及び同社社員は稚内簡易裁判所から船舶安全法違反として罰金10万円に処され、罰金納付によりその刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)